

農地中間管理事業を  
推進いただく皆さんへ

ともに宮城の農業の明日へ  
～10年後への備え、今、考えよう～

今、宮城の農村では、長い間県民の食を支えてきた方々が、あとに続く方に道を譲ろうとしています。しかし譲る相手がいない等の理由で農地を有効に利用できるか危惧される地域が増えつつあります。

一方で、もっと多くの農産物を生産するため農地を広げたいという農業経営者がいますが、分散した農地では効率が上がらない等の悩みがあります。農業生産の場である「農地」をうまくリレーすることが必要です。

地域にしっかりとした農業経営者がいて、一線を退いた農家もその経験や知恵を活かして、技術の伝承や共同作業等で役割を果たしていく、そのような姿が求められています。

その解決に向け、農業関係機関・団体の皆様におかれましては、農地をうまくまとめて利用できるように、これまでも幾多のご努力を重ねてこられました。その成果として、本県の農業経営面積はこの20年ほどで、5ha以上の割合が1.7%（H2年）から9.5%（H25年）へと着実に増加、集積が進んできております。

しかし、今後を見通した場合、持続できる農業経営を確立していくスピードとしては、これまでどおりでは立ちゆかない状況にあります。そのため、「農地中間管理事業」が、本年4月からスタートしています。貸したい農地を「農地中間管理機構」に預け、借りたい経営者にまとめて機構が転貸するものです。

これは、10年間の事業としてスタートしていますが、10年間の余裕があるということではありません。借り受ける農地は分散していますので、これを団地化する再配分に時間を要するからであって、今、始めても10年の時間を要するだろうということです。何よりも、担い手の高齢化など地域の実情を考えれば、少しでも早く行動していく必要があります。そのために事業実施が早いほど厚くなる奨励措置も付帯しています。

4月以来、県、市町村、農業委員会、農業団体等関係者挙げて事業のPRの一方で、事業のしくみの理解や実務の進め方の調整等に協力いただき、全県での体勢が固まって参りました。

いよいよ稲刈りも終了し、来年の転作や稲作等各地で話し合いが行われる時期になります。自分の農地、地域の将来を考え、農地中間管理事業を活用していただくよい機会になります。

市町村、農業委員の皆様始め農業関係団体の皆様には、地域の農家の皆さんへの理解促進、事業の活用に向け、日々の相談の場や集落の話し合いの場などを積極的に活用し、農地の有効利用による農業・農村の振興へと結びつけていただきますようお願いを申し上げます。

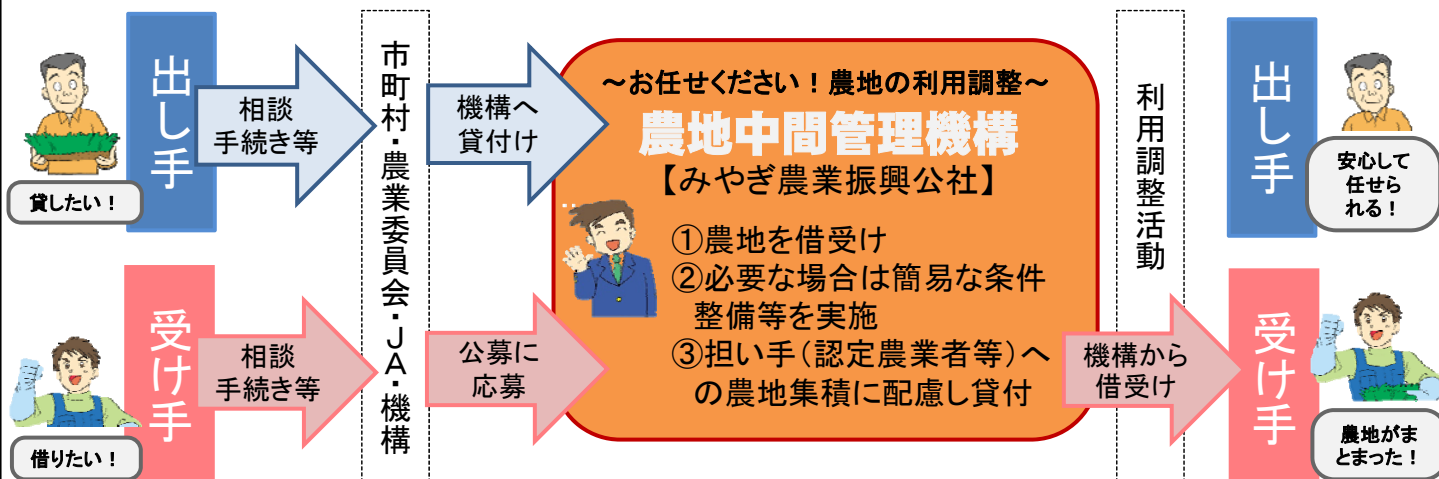
平成26年11月

宮城県農地中間管理機構  
(公益社団法人みやぎ農業振興公社) 理事長

農地の貸し借りの新しい仕組み！

# 「農地中間管理事業」で農地の貸借を応援！

## 1. 農地中間管理事業の流れ



## 2. 農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）とは・・・



賃貸事業（農地中間管理事業）を主体に農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図り、その実現を目指して事業を行う法人です。

## 3. 農地中間管理事業の活用条件

### ① 出し手

- ・リタイヤする農業者
- ・農地の交換を希望する担い手等



### ② 受け手

- ・認定農業者
- ・中心経営体等



### ★【農地を貸したい場合】

- 「農用地等貸付申込書」を市町村又はJAの担当窓口に出してください。
- 農地をリスト化登録し、「借受希望者」とのマッチング後に、公社が借り受けるための手続きを行います。

### ★【農地を借りたい場合】

- 公社が行う「借受希望者の募集」（公社のホームページにも掲載）に必ず応募いただく必要があります。
- 公社がリスト化した農地との利用調整後に、借受希望者に農地を貸し付けるための手続きを行います。

## 4. 機構への農地の出し手等に対する支援（機構集積協力金）

### ① 地域に対する支援 「地域集積協力金」

最大：3.6万円/10a（4万円/10a）  
※上記はH27年度までの特別単価  
※括弧は津波被災市町の単価

### ② 経営転換・リタイア する場合の支援 「経営転換協力金」

※最大：70万円/戸

### ③ 集積・集約に協力 する場合の支援 「耕作者集積協力金」

2万円/10a  
※上記はH27年度までの特別単価



★この資料に関するお問い合わせは・・・みやぎ農業振興公社へ TEL 022-275-9192